最終更新日：2017年6月28日

株式会社セレスポ
代表取締役社長　稲葉利彦
問合せ先：経営企画部　井川　裕介
証券コード：9625
http://www.cerespo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、企業経営の透明性・公平性を確保した上で迅速かつ機動的な意思決定を行うことができる経営管理体制を構築することを重要な課題として認識しております。

[基本原則1] 株主の権利・平等性の確保
当社は、株主の実質的な権利行使や平等性の確保ができるよう、株主総会招集通知の早期発送並びに当社ホームページでの開示や、株主総会集中日開催の回避など、権利行使の環境整備を行っております。また、株主にとって、有用性の高い情報を積極的かつ速やかに開示しております。

[基本原則2] 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に向けて、さまざまなステークホルダーとのWIN-WINが必要不可欠と認識しております。
「イベントを通じて自らを含む周囲の幸福を実現し、笑顔のある明るい社会づくりに貢献する」という経営理念を定め、社会へのかかわりや果たすべき役割などを示した「セレスポの幸福」の実現を目指して、事業活動を行っております。　また、ステークホルダーからの信頼をより確かなものにするため、当社で働く一人一人が共有すべき行動規範として「クレド」を定め、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化や風土づくりに努めております。

[基本原則3] 適切な情報開示と透明性の確保
当社は、財政状態、経営成績などの財務情報や、経営戦略・ガバナンスなどの非財務情報について、適切な情報開示を行う重要性を十分に認識しております。特に、法令に基づく開示情報だけでなく、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要性が高いと判断した情報につきましても、任意で適時開示を行っております。また、当社ホームページなどを通じて、財務情報や経営計画のほかに、イベントにおけるサステナビリティやユニバーサル、女性活躍推進への取り組みなどの情報を積極的に開示しております。

[基本原則4] 取締役会の責務
当社は、取締役会において、中期経営計画や年度計画などの企業戦略について十分な討議を行い決定しております。また、取締役会では、執行担当役員からの提案や、経営幹部を中心とした経営施策検討会からの提案を積極的に取上げ、十分に審議しております。取締役会の運営体制につきましては、各取締役が独立した客観的な立場で相互監督できる環境を整えると同時に、取締役・監査役の一部に社外役員を選任することで、取締役の職務執行に対して、実効性および独立性の高い監督体制を構築しております。

[基本原則5] 株主との対話
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、株主、投資家の意見や要望を経営に反映していくことが重要と考えております。そのために、当社ホームページによる情報開示を行うとともに、株主向けには株主総会後の株主懇談会、機関投資家向けの決算説明会および個別面談、個人投資家向けの会社説明会などを定期開催し、積極的に株主や投資家との対話に努めております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を遵守しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社スマイル	550,000	19.28
セレスポ従業員持株会	283,050	9.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	277,200	9.72
三木　征一郎	77,862	2.73
日本駐車場開発株式会社	51,400	1.80
稲葉　利彦	50,000	1.75
衣笠　純	47,300	1.65
北原　美子	47,300	1.65
株式会社東和銀行	36,000	1.26
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	35,600	1.24

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

―

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野末 正博	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野末 正博	○	―――	株式会社みずほフィナンシャルグループ、年金資金運用基金ならびにビズネット株式会社等における、会社経営全般および監査等に関する多岐にわたる豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただきたく、社外取締役として選任しました。また独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものはありませんので、一般株主との間に利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、必要に応じ適時意見の交換・情報の聴取等を行い、必要に応じ監査に立会うなどの連携を保っております。
また、「内部監査室」を設置し、定期的に監査役との連携を図り監査業務を遂行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
星野　俊司	他の会社の出身者										△			
服部　訓子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星野　俊司	○	独立役員	37年に亘る経理・財務・総務・人事を含む多岐に亘る知識・経験等を当社の監査体制の強化に生かしていただくため。また独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものはありませんので、一般株主との間に利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。
服部　訓子	○	独立役員　株式会社トラジ　社外監査役	弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に生かしていただくため。また独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものはありませんので、一般株主との間に利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

特段のインセンティブを付与することなしに、充分業績向上を果たしているため。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬に関しては、有価証券報告書および営業報告書(事業報告)において全取締役の報酬総額を開示しております。
取締役 年間報酬総額 7名 138,069千円(社外取締役を除く)
監査役 年間報酬総額 1名 8,880千円(社外監査役を除く)
社外役員 年間報酬総額 3名　18,150千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で承認された方法により決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で監査役会で協議の上、決定しております。
なお、平成4年10月28日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬を月額25,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。)、監査役の報酬額を月額3,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

「内部監査室」を設置しており、室長の他、兼任スタッフを6名配置しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行、監査・監督体制の状況としては、当社は監査役体制を採用しており、現行の経営体制の員数は取締役8名および監査役3名(うち2名は社外監査役)であります。当社の取締役会は月1回以上開催し、当社の重要事項に関しての審議、意思決定を行っております。さらに取締役会に準ずる機関として、代表取締役・担当取締役で構成される経営会議を月1回開催しております。
また、執行を徹底するために、代表取締役・担当取締役・監査役および本社各部門ならびに各部署の責任者で構成される所属長会議を月1回開催し、各部門の業務執行状況の管理、部門間での情報共有ならびに相互チェックを実施しております。
取締役候補および監査役候補の選任は取締役会で行い、監査役候補者に関しては監査役会の同意を得た上で、定時株主総会にて承認をいただいております。また、取締役および監査役の報酬は、定時株主総会で承認された上限枠をもとに、取締役会および監査役会にて決定しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在の当社業務内容・事業範囲・人員体制において、社外取締役を含む取締役会における相互監督ならびに社外監査役を含む監査役会の監査が有効に機能していると考えられるため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送早期化に努めており、法定期日である株主総会開催日2週間以上前に発送するとともに、発送日前に、当社Webサイト、東京証券取引所のウェブサイトに開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しています。第40回定時株主総会は、2017年6月22日（木）に開催いたしました。
その他	株主総会においては、説明資料等のビジュアル化に努めるとともに、代表取締役社長による経営方針、事業戦略の説明などを行っております。また、株主総会終了後には、株主懇談会を開催し、株主と取締役の対話機会を用意しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社やメディア等が主催する個人投資家向けの説明会において、プレゼンテーションの実施、およびブースでの会社説明を実施しております。平成28年度は東京、大阪、福岡で合計3回開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算開示後に、アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催しております。平成29年度は6月に開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報のページ上に、決算情報、ニュースリリース、説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程により、各ステークホルダーの立場の尊重のために行動基準を設定し、これを遵守しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、サステナビリティ方針に基づき業務を行っており、事業活動を通じて社会貢献に取り組んでおります。スポーツ振興施策については競技団体への協賛をはじめ、陸上部を保有することによるアスリート支援、アスリートが中心となった陸上クリニックの開催などがあります。また、これからのユニバーサルな社会の実現に向け、より多くの方にイベントに参加してもらうためにイベント空間のバリアフリー化、サポート体制の強化に取り組むとともに、イベントの関係者向けにユニバーサル対応のセミナーも開催しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会で決議しております。

1．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①当社はコンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
②取締役及び従業員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
③法令・定款違反等を未然に防止する体制として、内部監査室及び第三者機関（法律事務所）を情報提供先とする内部通報制度を導入する。その際、取締役及び従業員は、通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない。
④法令・定款違反等の行為が発見された場合には、担当役員及び業務執行取締役が情報共有の上議論し、必要に応じて外部専門家とも協力しながら対応に努める。
⑤従業員の法令・定款違反等の行為については表彰懲戒規程に基づき、適正に処分を行う。

2．取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
①取締役及び従業員の職務執行に係る情報については取締役会規程、文書取扱規定及び情報管理規程に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。
②保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
③取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、監査役及び取締役会に報告し迅速かつ適切に対応する。
②取締役及び従業員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
③取締役会は、必要に応じてリスク管理体制について見直しを行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①会社の意思決定方法については、取締役会規程、職務権限規程及び稟議規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。特に、取締役会で決議する重要性のある事案については、担当役員及び業務執行取締役が情報共有の上議論し、取締役会へ上程される。
②職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
③これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図る。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置することができる。

6．使用人の取締役からの独立性に関する事項
①補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
②補助使用人の任命・異動・人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

7．監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
①補助使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保することができる。
②補助使用人は、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加することができる。
③取締役及び従業員は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力することができる。
④補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

8．取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制
取締役及び従業員は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

9．監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
①取締役及び従業員は、内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない。
②監査役は取締役又は従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
③監査役は、報告をした従業員の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①監査役は、重要な意思決定の過程等について必要な意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
②取締役及び従業員は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
③監査役は、監査の実施に当たり必要と認められる場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

12．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融庁より平成18年６月に公布された金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な

提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を持たない経営姿勢を貫くことを基本方針とし、新規取引に際し、都度反社会的勢力でないこと等に関する表明･確約書を取り交わすとともに、反社会的勢力による不当要求等があった場合は、警察等と緊密な連携のもと、全社を挙げて対応しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

